



未来への約束を、

公正証書が守ります。

遺言・任意後見・信託・各種契約

相談
無料

※詳しくは下記まで
お問い合わせください。

日本公証人連合会・法務省

| 日本公証人連合会 | <https://www.koshonin.gr.jp> ☎03-3502-8050

| 法 務 省 | <https://www.moj.go.jp>

| 公証週間専用電話 | ☎03-3502-8239

公証週間は毎年
10月1日から10月7日です
日本公証人連合会において上記期間中に
無料電話相談を行っています

公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公正役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合

印鑑証明書と実印、又は自動車運転免許証・
在留カード・パスポートなどと印鑑。

法人の場合

法人登記の謄本・抄本などと代表者の
印鑑証明書と代表者印。

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、委任状に押した代表者印の印鑑証明書）及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

休日開催 遺言などの公正証書作成相談（無料）

日時： 令和7年 10月 4日（土）・ 11日（土）

10月18日（土）・ 25日（土）

午前 10 時 ～ 午後 4 時

場所： **池袋公証役場**（サンシャイン60ビル8階）

☎ 03 (3971) 6411 （要予約）

E-mail : ike-kosho@bird.ocn.ne.jp

○養育費、慰謝料、建物等の賃料、貸借金などの金銭の支払いを公正証書にしておく
と裁判を起さないで公正証書により相手の財産に強制執行ができます。

○公正証書は公文書ですので強力な証拠力があります。

○遺言を公正証書にしておく、と、家庭裁判所の検認手続きが不要など遺産相続手続きがス
ムーズに進みます。法律の専門家の公証人がチェックするので安全確実です。

サンシャイン60ビル 8階

池袋公証役場

まずは電話で
気軽にご相談を
相談は無料

東京都豊島区東池袋3-1-1

☎ 03(3971)6411